



揭示期限 令和8年 8月20日
三 浦 市 役 所

三浦市告示乙第55号

公 示

次の方の書類について、住所・居所等が不明のため送達が不能であるので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定により公示する。

この公示により送達すべき書類は、三浦市長が保管し、送達を受けるべき者から交付の請求があった場合は、いつでも交付する。

令和8年8月14日

三浦市長 出口 嘉



送達を受けるべき方の氏名(名称)	送達すべき書類の名称
畑谷 ノリ子	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書
松本 貞男	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書
宮川 吉弘	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書
細谷 隼人	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書
角田 金作	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書
吉田 昭代	令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

(事務担当 保険年金課 内線 304)